

新型コロナウイルス感染症防止のための追加規定（第2版）

2020年8月28日

AudaxJapan

概要

新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の拡大を防止するため、従来の一斉スタートを行う BRM/AJ 規定に基づくブルベについて、Audax Japan がこの規定を廃止するまでの期間、通常の BRM に加え、規定を緩和、変更した本規定に基づく開催についても、Audax Club Parisien による正式な認定を受けられるものとします。SR 認定、R5000/R10000 などの対象にもなります。なお、Fleche、Trace、SR600、AJ Permanent については従来の規定のままとします。

この追加規定は、Les Randonneurs Mondiaux によって認定される RM1200+イベントにも適用されます。この場合、本追加規定は LRM EVENT REGULATIONS 2019 の一部となり、以下の条文中の“BRM/AJ 規定”は“LRM EVENT REGULATIONS 2019”と読み替えるものとします。

第1条 呼称

ニューノーマル BRM(N2BRM) と呼ぶ。本呼称は BRM/AJ 規定を遵守した BRM と、本形式の BRM を区別するための呼称であり、開催、案内において利用しても、利用しなくても良い。ただし、本形式であることを示したい場合は、「ニューノーマル BRM」、または「N2BRM」を使用すること。

第2条 対象

2020年9月1日以降に開催の Audax Japan 管掌の BRM とする。

第3条 原規定

本追加規定は、「BRM/AJ 規定 (<https://www.audax-japan.org/brevet/brm/brm-part-regulation/>)」記載の規則（以下、「原規定」という。）の一部を構成するとともに原規定と一体として扱われるものとし、この追加規定に定めがある事項はこの追加規定の定めが適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとする。

第4条 出走日時

原規定の BRM では、出走日は主催者により固定されており、これ以外の出走は認定の対象とならない。N2BRM では、本来の開催日の前後2週間を限度に主催者裁量で設定する日程枠の範囲で参加者が出走日を選択して出走することを可能とする。出走時刻については、

主催者の裁量により、異なる日程でも同一時刻スタートとするか、スタート時刻も選択可能とするかを定めることができる。

第5条 出走日時の登録

参加者は、出走前に、主催者の定める方法（メール、ウェブサイトなど）で出走日時を事前に登録すること。事前登録した日時の変更の可否、方法については主催者の裁量とする。

第6条 出走日時の調整

参加者の接触を減らすため、主催者は同一日時の出走数制限や、参加者が希望したスタート日時の変更を求めることができる。なお、主催者が各スタート日時を指定または時間毎に募集する場合、参加者による登録は省略することができる。

第7条 装備点検、及び出走サイン

主催者による出走時の装備点検、出走サインを省略した場合、装備チェック、出走サインともに参加者自身が行うこと。装備に関する規定については、原規定と変わらない。

第8条 ブルベカード、チェックポイントの証跡

ブルベカードは事前郵送に加え、フォーマットを主催者のウェブサイトなどからダウンロードし参加者が印刷したもの、スマートフォンなどを利用した電子的なブルベカードも利用可能とする。ブルベカードへの記載や登録は参加者が行い、主催者の示す方法に従い、証跡を添付してゴール場所での投函、郵送、電子的方法などにより提出すること。

第9条 完走メダル

完走メダルの購入方法については、各主催者が定める方法に従うこと。

第10条 走行時の分散

グループで走行しても構わないが、ひとつのグループは極力小さくすること（4名以内を推奨）。グループ間は、可能な限り距離を取ることを。

第11条 非走行時の分散

コントロールポイントや飲食店などでは、マスクを着用の上、ソーシャルディスタンスを保つこと。特に他のグループとの接触を避けること。

第12条 体調管理

参加前、参加中とも十分な体調管理を行い、熱があるなど、新型コロナウイルス感染症に少しでも疑いがある場合は、参加を取りやめること。

第 13 条 接触確認アプリケーションの利用の推奨

厚生労働省が配布している、接触確認アプリケーション（通称：COCOA）について、以下の運用を強く要請する。

- ・ 接触確認アプリケーションを出走日 14 日以前に導入して運用する。
- ・ 参加時点で陽性者との接触が確認されていないことを確認する。
- ・ N2BRM 参加中は接触確認アプリケーションを導入したスマートフォンを携帯する。
- ・ 参加後に陽性と診断された場合、陽性情報を登録する。

第 14 条 施行

本規定は 2020 年 8 月 1 日より施行する。